

鎌倉市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和8年（2026年）3月30日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 池田 実

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

(1) Aグループ

市民防災部、健康福祉部、都市景観部

(2) Bグループ

共生共創部、東アジア文化都市事業担当、総務部、こどもみらい部、まちづくり計画部、公平委員会事務局

3 監査の結果

財務会計事務はおおむね良好に執行されているものと認められたが、相当数の注意事項が挙げられた。引き続き、事務決裁規程、財務事務方針及び各種マニュアル類に照らし、今回注意到該当した案件の発生原因を究明し、部内さらには庁内で共有することを通じて、今後の事務執行に活かされることを求める。

主な分類別の注意の件数は以下のとおりであった。

【参考】

(令和5年度)

(1) 起案文の作成に伴う内容説明が不十分、添付書類の不備など……………	28件	(104件)
(2) 起案の決裁後処理に係る添付漏れや手続きの不備など……………	39件	(167件)
(3) 契約書類の不備（文言、訂正の方法、仕様書添付や記載ミスなど）……	43件	(46件)
(4) 契約後の提出書類の不受理や不備など……………	36件	(51件)
(5) 支出命令や精算処理に伴う提出書類の不備や不受理など……………	19件	(12件)
(6) その他案件、出張申請の誤り、実査の指摘など……………	16件	(13件)
	合計	181件 (393件)

なお、部等別の注意の件数は以下のとおりであった。

	部等名	注意の件数	(令和5年度)
Aグループ	市民防災部	32	(40)
	健康福祉部	52	(105)
	都市景観部	5	(21)
Bグループ	共生共創部	18	(55)
	東アジア文化都市事業担当	0	—
	総務部	27	(90)
	こどもみらい部	46	(59)
	まちづくり計画部	1	(23)
	公平委員会事務局	0	(0)
	合計	181	(393)

4 監査委員の意見

今回の定期監査の結果は、令和5年度の結果と比べると、注意事項の数が大きく減少した。各部においてはこの減少の理由を分析し、更なるミスの減少に努めてほしい。

また、令和7年度行政監査結果報告書でも述べたとおり、今後は起案者、承認者及び決裁者それぞれの役割ごとに、特にリスクが高い項目に注目し、市民等に影響を及ぼす可能性のあるミスの減少に取り組んでほしい。

5 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月30日まで

(3) 監査を実施した委員

八木 隆太郎

大石 和久(令和7年(2025年)5月14日まで)

池田 実(令和7年(2025年)5月22日から)

(4) 監査の調査範囲

令和6年度の財務に関する事務

(5) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(6) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。